## 市第 141 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例を次のように定める。

令和2年2月13日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例 (番号)

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第42条第7号中「イからクまで」を「次」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法」に、「耐火建築物又は」を「耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(」に、「準耐火建築物(」を「準耐火建築物をいい、」に改め、「除く。)」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保 育室等に係る耐火等に関する基準の整備を図るため、横浜市児童福 祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので 市第 141 号

提案する。

## 参考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(設備の基準)

第42条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「保育室等」という。)を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次イからクまで
  - ア 耐火建築物 (建築基準法 (昭和25年法律第 201 号)第2条建築基準法 第9号の2の耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物又は 築物 (同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号口に該当 準耐火建築物 (保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。

(イからクまで省略)